

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局クルーズ・交流課		093-321-5939				
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考	
令和6年度 北九州港へのクルーズ船寄港に伴う安全対策及びおもてなし等業務 (令和6年10月3日分)	一般社団法人 北九州港振興協会	1,474,990	令和6年10月2日	本業務は、クルーズ船の安全で円滑な受入体制の整備と、船社のニーズに合わせた歓迎・おもてなし等を企画・実施するものである。 一般社団法人 北九州港振興協会は、これまでのクルーズ船の受入業務を通じて、国等の機関や港湾関係機関と緊密なネットワークを有しており、専門性や特殊性が高い北九州港域内の関係機関への許可申請や説明等を滞りなく進めることが可能である。また、クルーズ船受入に関する業者の選定について、令和4年3月に応募要件等を明示した上で、広く参加者を募り参加の有無を確認する公募の手続きを行ったが、参加を申し出る他の事業者はいなかったため、当該業者との特命随意契約を行うもの。	自治法 施行令 第2号	1,474,990		
令和6年度 北九州港へのクルーズ船寄港に伴う安全対策及びおもてなし等業務 (令和6年10月20日分)	一般社団法人 北九州港振興協会	1,523,390	令和6年10月18日	本業務は、クルーズ船の安全で円滑な受入体制の整備と、船社のニーズに合わせた歓迎・おもてなし等を企画・実施するものである。 一般社団法人 北九州港振興協会は、これまでのクルーズ船の受入業務を通じて、国等の機関や港湾関係機関と緊密なネットワークを有しており、専門性や特殊性が高い北九州港域内の関係機関への許可申請や説明等を滞りなく進めることが可能である。また、クルーズ船受入に関する業者の選定について、令和4年3月に応募要件等を明示した上で、広く参加者を募り参加の有無を確認する公募の手続きを行ったが、参加を申し出る他の事業者はいなかったため、当該業者との特命随意契約を行うもの。	自治法 施行令 第2号	1,523,390		
令和6年度 北九州港へのクルーズ船寄港に伴う安全対策及びおもてなし等業務 (令和7年3月分)	一般社団法人 北九州港振興協会	2,375,835	令和7年3月24日	本業務は、クルーズ船の安全で円滑な受入体制の整備と、船社のニーズに合わせた歓迎・おもてなし等を企画・実施するものである。 一般社団法人 北九州港振興協会は、これまでのクルーズ船の受入業務を通じて、国等の機関や港湾関係機関と緊密なネットワークを有しており、専門性や特殊性が高い北九州港域内の関係機関への許可申請や説明等を滞りなく進めることが可能である。また、クルーズ船受入に関する業者の選定について、令和4年3月に応募要件等を明示した上で、広く参加者を募り参加の有無を確認する公募の手続きを行ったが、参加を申し出る他の事業者はいなかったため、当該業者との特命随意契約を行うもの。	自治法 施行令 第2号	2,375,835		

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局港営課		093-321-5932			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
ひびきコンテナターミナル 港湾保安対策監視システム更新	三菱電機システムサービス株式会社 九州支社	98,813,000	令和6年10月17日	本業者は令和元年度より更新した監視システムを受注・施行した業者である。 監視システムは本市の使用方法に合わせて各機器の設定を行っているため、既存のシステムとの連動の必要もあり他社が行うことはできない。 さらに監視システムの機密保持の観点から、他社に本業務を委託することはできないため、特命とするもの。	自治法 施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
監視カメラシステム保守点検業務（2024年度）	三菱電機システムサービス株式会社 九州支社	7,432,700	令和7年2月12日	本業者は令和元年度より更新した監視システムを受注・施行した業者である。 監視システムは本市の使用方法に合わせて各機器の設定を行っているため、他社が保守点検を行うことはできない。 さらに監視システムの機密保持の観点から、他社に本業務を委託することはできないため、特命とするもの。	自治法 施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
令和7年度北九州港保安対策スポット警備業務委託	第一警備保障株式会社	単価契約 立哨監視警備 6h 10,080円 ほか	令和7年3月31日	本業務は、北九州港における港湾保安対策の一環として、国際テロの防止を目的に立哨・監視業務を行うものである。 集中監視センターを中核として各制限区域に配置されている警備員が統一的に指揮命令を受けて業務を実施するものであり、この場合、警備業法の制約により、異なる警備会社の警備員に対する指揮命令は認められてないため、先行業務である「令和7年度北九州港保安対策常駐警備業務委託」を請け負っている当該業者に本業務を特命するもの。	自治法 施行令第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	単価契約 予定総額 50,110,368円

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局港営課		093-321-5932			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
北九州港港湾施設等管理運営業務委託	北九州埠頭株式会社	77,946,000	令和7年3月31日	令和6年度契約に向け指名競争入札を実施するため、令和6年1月に、本委託業務の参加者の有無を確認する公募を実施したが、応募者がなく、業務を履行できる者が当該事業者以外にいないことを確認した。そのため、北九州市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱第10条第2項に基づき、特命での随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	
ひびきコンテナターミナル管理運営業務委託	ひびきコンテナターミナル株式会社	287,234,376	令和7年3月31日	本業務はコンテナターミナルという特殊な複合施設を総合的に管理運営する業務である。そのため、受託者は港湾荷役を熟知し、ターミナルにおける荷役作業をコントロールするオペレーションシステムを有し、荷役機械、その他の専門性の高い機械・設備に精通したものでなければならない。 ひびきコンテナターミナル(株)（以下、HCT社）は、ひびきコンテナターミナル用に最適化したターミナルオペレーションシステムを所有しており、ターミナル供用開始以降、北九州港で同施設にしかない荷役機械等（トランスファークレーン等）の保守管理を行ってきた。 本業務は、同施設の運営に係る全体像はもとより、施設を構成する各要素の細部に至るまで熟知していることが不可欠であり、HCT社以外に遂行できる者はない。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	
令和7年度国際海上VHF無線電話通信業務	株式会社東洋信号通信社	22,357,241	令和7年3月31日	海上無線通信士の資格を持ち、英語交信能力と港湾関係の専門知識を備えた社員を多数確保し、内外船舶からの呼び出しに24時間体制で情報提供出来る専門業者が他にないため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局港営課		093-321-5932				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
令和7年度行き会い調整・動静監視業務	株式会社東洋信号通信社	単価契約 響灘地区クルーズ船入港 71,500円／回 ほか	令和7年3月31日	本業務は響新港区、浅野地区に大型船舶が安全及び円滑に入出港を行うことを可能とするため、入出港当日及びその前後数日間の他船舶の動静を収集し、関係者への連絡及び他航行船舶への無線通信による情報提供・注意喚起、並びに当地区及びその周辺の船舶航行に係る常時監視を行うもの。その性質上、24時間365日による業務体制を必要とし、国際VHF海岸局への無線通信士資格者の配置、本港他港区を含め集中的な常時監視体制を必要とするため、現在、本港国際VHF海岸局の運営をしている者以外では業務は不可能である。よって、本市発注の「国際海上VHF無線電話通信業務」の受託者である当社を特命するもの。	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	単価契約 予定総額 3,465,220円	
令和7年度バース指定業務	株式会社東洋信号通信社	33,183,979	令和7年3月31日	船舶同士の衝突など大事故が生じないように、安全・確実に船舶の入出港を支援するために、バース指定業務と国際VHF無線は一体となって実施しなければならない、その業務の遂行が可能なのは、国際VHF無線設備等を所有しその業務（国際海上VHF無線電話通信業務）を受託している当社の一社のみであるため。	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)		
令和7年度北九州港保安対策船舶通信業務	株式会社東洋信号通信社	8,586,810	令和7年3月31日	本業務は、国際船舶・港湾保安法に基づき、24時間365日体制で本港に入港する国際航海船舶との保安に関する通信業務を行い、保安措置等に関する情報を収集することを目的とする業務である。 保安措置等に関する情報は、当該船舶の本港入港の前日までに収集する必要があるため、当該船舶と直接交信することができる国際海上VHF無線を使用しなければならない。 また、保安措置等に関する情報をもとに、当該船舶を円滑に入港させるためには、ポートラジオ業務（国際海上VHF無線電話通信業務）と一体的に実施しなければならない、本業務を受託できるのは、国際VHF無線設備を有し、本港のポートラジオ業務を受託できる業者に限られる。 よって、本港のポートラジオ業務を受託している当該業者を特命する。	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)		

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局港営課		093-321-5932			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和7年度港湾情報システム運用・保守業務委託	日鉄ソリューションズ九州株式会社	10,364,205	令和7年3月31日	本件業務委託は、日鉄ソリューションズ㈱が開発・更新し、現在稼働している港湾情報システムの単年度分の運用・保守業務であり、既存システム及び港湾業務内容についての高い習熟度が必要とされる。以上のことから、令和7年度契約においての日鉄ソリューションズ㈱と締結するところであるが、令和7年度以降の上記業務が開発更新時の一部再委託先である日鉄ソリューションズ九州㈱へ業務移管がなされたため当社を特命する。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
港湾情報システム運用・保守業務委託（債務負担分）	日鉄ソリューションズ九州株式会社	139,999,992	令和7年3月31日	本件業務委託は、日鉄ソリューションズ九州㈱が開発・更新し、現在稼働している港湾情報システムの運用・保守業務のうち5年間の債務負担契約であり、既存システム及び港湾業務内容についての高い習熟度が必要とされる。以上のことから、令和7年度契約においての日鉄ソリューションズ㈱と締結するところであるが、令和7年度以降の上記業務が開発更新時の一部再委託先である日鉄ソリューションズ九州㈱へ業務移管がなされたため当社を特命する。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局港湾整備部整備課		093-321-5961				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
廃棄物響灘東護岸築造における船舶安全管理業務委託（6-2）	公益社団法人西部海難防止協会	43,230,000	令和7年3月17日	本業務は、響灘東地区処分場整備事業の護岸築造工事の実施にあたり、業務の安全と円滑な遂行及び付近の通行船舶の安全確保のため、工事に関する情報、通行船舶の情報、気象・海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を工事関係者及び通行船舶等に速やかに伝達するものである。 業務にあたっては、北九州港における航行船舶の安全管理業務に精通する必要がある。 公益社団法人西部海難防止協会は、九州及び山口県の一部沿岸水域における海上交通の安全に寄与することを目的に設置された公益法人であり、九州・山口海域における安全管理業務の実績を数多く有している。 同協会は、響灘のみならず北九州港周辺海域における航行安全検討業務に広く精通しており、当該業務を遂行できる唯一の団体であると考えられる。 令和5年2月15日から令和5年3月1日まで本業務委託の公募を行った結果、応募者がおらず、公益社団法人西部海難防止協会の他に応募要件を満たすものが確認できなかった。 以上のことから、同協会が本業務を履行できる唯一の団体であると判断し、随意契約を行ったものである。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で継続性がある）		
令和7年度脇之浦陸上生け簀管理業務委託	北九州市漁業協同組合	6,605,280	令和7年3月28日	脇之浦陸上生け簀施設は、響灘大水深港湾整備事業に際して、平成9年に本市と北九州市漁業協同組合が締結した覚書により、海面での一時保管機能の代替施設として、本市が陸上に生け簀を設置し、維持管理を北九州市漁業協同組合に委託しているものである。 陸上生け簀は、魚介類を取り扱うという特殊な施設であることから、管理をする者が魚介類の生態等を熟知していなければ、施設の利用状況にあった運転ができないこと等の理由から、施設の利用調整を含めた管理全般を利用者である漁業協同組合に一括して業務委託しなければ、その施設を適切かつ効率的に運用することが困難であると考えられるため、特命にて随意契約としたものである。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で継続性がある）		

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和6年10月～令和7年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局空港企画課		093-582-2308			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
北九州空港を拠点とした電動航空機による貨物輸送の実現に向けた検証業務	双日株式会社	7,260,000	令和7年1月20日	本市は、最先端技術を活用することで北九州空港を拠点とした新たなビジネスやサービスの創出を目指している。この取組の一環として電動航空機による貨物輸送の商用運航の実現に向け、日本初となる電動航空機の試験飛行を北九州空港で実施予定である。 本業務は、試験飛行の実施を行うとともに、従来の貨物輸送方法との経済比較や貨物搭載等の運用面、充電設備等のインフラ関係の技術面の検証等について、調査・検討及び課題の抽出等を行うものである。 今回の事業については、日本初の取組であり、機体の国内での使用や試験飛行に向けた国土交通省航空局との協議及び許可申請に係る諸手続きや今回使用する機体である電動航空機等の技術に関する幅広い知見に加え、機体の輸送を含む各検証に関する調整力を有する必要がある。 今回の業務委託を行う双日株式会社との間には、北九州空港での電動航空機による貨物輸送の社会実装に向け、連携協定を締結した。本業務は、この連携協定に基づき、特命により随意契約したものである。	自治法 施行令 第2号	7,260,000	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号